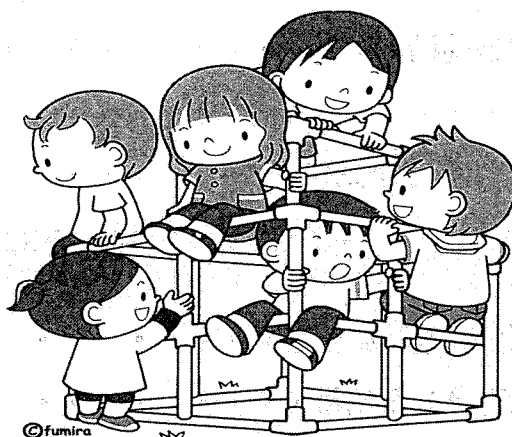


令和8年度

佐川町保育園(所)利用のしおり

令和8年度に新しく入園を希望する場合は、

このしおりをよく読んで、申込みをしてください。



受付期間

〈令和8年4月1日入園希望〉

令和7年12月8日(月)～12月25日(木)

〈4月から8月途中入園希望〉

令和8年1月14日(水)～1月30日(金)

〈9月以降途中入園希望〉

令和8年4月～随時

受付時間：9時～17時15分(※12時～13時を除く)

希望の保育園に必ず入園できるとは限りません。申込者多数の場合は、利用調整のうえ決定となります。

申込期間以降も、随時相談を受け付けておりますが、お早めにお申し込みください。

持参するもの

①必要書類(P6を参照)

②本人確認書類(来庁される方)
(P8を参照)

【提出先】佐川町 健康福祉課

〒789-1202 高岡郡佐川町乙2310番地

健康福祉センターかわせみ TEL 0889-22-7705(直通)

目 次

1. 子ども・子育て支援制度について	1ページ
(1) 支給認定について	1ページ
(2) 支給認定の有効期間	2ページ
(3) 支給認定に関する諸手続き	2～3ページ
2. 保育所の利用について	4ページ
(1) 保育園（所）の入所要件	4ページ
(2) 保育を利用できる時間	5ページ
(3) 申込手続き	6～8ページ
(4) 保育園（所）の利用決定について	8～9ページ
3. 利用者負担額（保育料）について	9ページ
(1) 利用者負担額（保育料）の決定	9～11ページ
(2) 利用者負担（保育料）の納付	11ページ
(3) 利用者負担（保育料）の滞納について	11ページ
(4) 利用者負担（保育料）の軽減について	11～12ページ
4. 副食費（給食費）の無償化について	12ページ
5. 佐川町の保育所（園）について	13ページ
(1) 佐川町の保育園（所）一覧	13ページ
(2) 保育園（所）の見学について	13ページ
(3) 特別保育事業について	14～15ページ
6. 佐川町外の保育所等の利用について	
転出後も佐川町内の保育園（所）を利用する場合について	15ページ
7. よくある質問について	16ページ
（ 参 考 ） 申 請 書 等 記 入 例	

1. 子ども・子育て支援制度について

(1) 支給認定について

幼稚園や保育所等の利用を希望する場合は、『支給認定申請』と『保育施設等利用申込み』が必要です。(P6)

① 認定区分 ～「お子さんの年齢」と「保育の必要性」によって、3つに区分されています。～

支給認定区分	年齢区分	保育の必要性	利用できる施設
1号認定 (教育認定)	満3歳以上	なし	幼稚園、認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上	あり	保育所、認定こども園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満	あり	保育所、地域型保育事業

② 保育必要量の区分 ～「保護者の就労時間」により、保育を利用できる時間が2つに区分されています。～

保育必要量の区分	就労時間（月）休憩時間を含む	保育を利用できる時間
保育標準時間	月120時間以上 (休憩時間を含む)	一日あたり最長11時間 開所時間から11時間
保育短時間	月48時間以上120時間未満 (休憩時間を含む)	一日あたり最長8時間 8時～16時

保育認定（2号・3号認定）にあたっては、保護者の就労時間等に応じて、保育が利用できる時間（保育必要量）を認定します。

※ 3歳以上の児童について保護者の就労の有無に関係なく佐川町の公立保育所を利用できるようになりました。（特別利用保育 1号認定）

詳細は、健康福祉課までお問い合わせください。

(2) 支給認定の有効期間

支給認定の有効期間は、“**保育の必要性の事由**”ごとに、認定の有効期間が決まっており、その有効期間内のみ利用することができます。

保育の必要性の事由	支給認定の有効期間
就労している（月 48 時間以上）	2号認定：小学校就学前まで（最長）
疾病、負傷、障がい等がある	3号認定：3歳の誕生日の前々日まで（最長） ※注）雇用期限のある仕事をされている場合や治療見込期間が決まっている場合、災害復旧の見通しが立っている等は、支給認定の有効期間が短くなることもあります。（雇用期限があり、更新した場合は、新たに就労証明書が必要です）
同居の親族（長期入院をしている親族を含む）を常時介護又は看護している	
災害等の復旧にあたっている	
その他（町長が特に認めた場合）	
妊娠中又は出産後間もない	出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
求職活動をしている	保育所入所日から90日が経過する日の月末まで（求職による更新：3回まで）
就学中（通信教育等は含まない）	保護者の卒業予定日又は修了日が属する月の末日まで
育児休業取得時に、既に保育を利用している児童がいて継続利用が必要である	育児休業の期間等保護者の状況と児童の保育の必要性を勘案して町長が定める期間

※ **保育の必要性の事由の変更などにより、変更後の事由で認められる有効期間へ変更（延長）することができます。→（P3）**

※ 教育施設（幼稚園等）の利用を希望される場合は、“**保育の必要性の事由**”は不要です。

(3) 支給認定に関する諸手続き

支給認定を受けた児童（原則、支給認定の有効期間が複数年ある児童）については、年1回保育が必要な入所要件及び世帯状況等を確認させていただくため、「現況届」及び保育の必要性がわかる書類を提出していただきます。

毎年1月に、在園保育園（所）へ必要書類を配布します。保育園（所）へ1月末までに書類を揃えて提出してください。

また状況に応じて、次ページ①～③の各種手続きが必要になる場合があります。必要な手続きを行わない場合、認定が無効となることがありますので、ご注意ください。

① 支給認定・家庭状況の変更（月単位）

次の場合には、速やかに支給認定の変更申請を行ってください。

・保育の必要性の事由又は保育必要量の変更

保護者が仕事を辞めたときや就労時間が変わった場合など、保育が必要な状況に変化があった場合

・支給認定区分の変更（保育希望の有無）

保育園（所）を利用している児童が教育施設（幼稚園等）の利用を希望される場合

・利用料（保育料）に関する事項の変更

婚姻・離婚等により世帯構成に変更が生じた場合や町民税の修正申告等を行った場合

② 職権による支給認定の変更

満3歳未満（3号認定）の児童が満3歳に達した時は、町が満3歳以上（2号認定）に職権で変更します。この他必要があると認める時は、町が支給認定の変更認定を行うことがあります。

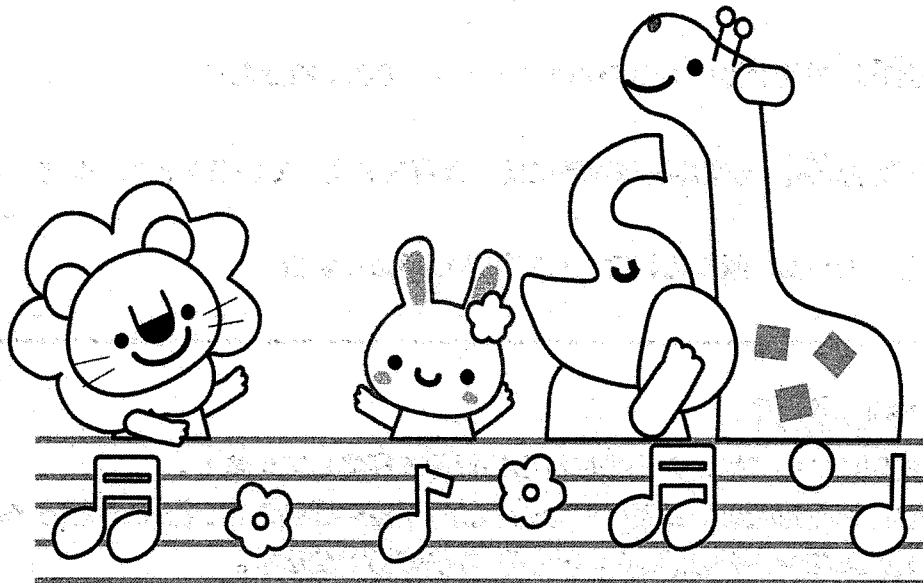
③ 支給認定の取り消し（退所について）

次の場合は原則退所となりますので、健康福祉課へ「保育所退所属」を必ず提出してください。

・保育を必要とする事由が消滅した場合

・支給認定有効期間内に佐川町から転出した場合

また、退所の場合は、その月までの保育料を完納してください。



2. 保育園（所）の利用について

(1) 保育園（所）の入所要件 ～ 保育の必要性の認定基準 ～

保育園（所）へ入園できる子どもは、原則として佐川町に居住し、佐川町に住民登録をしている世帯で、その子どもの保護者等が次の①～⑩の事由に該当する場合です。

①	【就労】 日常の家事以外の仕事をしている ※ フルタイムのほか、パートタイム、子どもと離れての居宅内労働、自営業、農業等に従事していることなどを含みます。 ※ 1か月に48時間以上（目安として週3日、1日あたり4時間以上）就労していること ※ 就労先が確定している採用予定者についても上記に準じます。
②	【妊娠出産】 妊娠中（妊娠証明日以降）であるか、または出産後間もない（産後8週間） ※ 上の子どもさんの育休中の場合は、産前休暇開始日から
③	【病気障害】 病気や負傷あるいは心身に障害がある
④	【介護看護】 同居の親族（長期間の入院を含む）を常時介護または看護している
⑤	【災害復旧】 災害や風水害、震災などの復旧にあたっている
⑥	【求職中】 求職活動中（起業準備中を含む） ※ 求職活動が理由の場合、申請後3回まで更新可能。それまでに就労等がない場合は、退所となります。
⑦	【就学】 学校、職業訓練校等に在学している
⑧	【虐待】 虐待やDV（ドメスティック・バイレンス）のおそれがある
⑨	【育児休業】 育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要である
⑩	その他、①～⑨に類する状態として町長が認める場合

★ならし保育

新規入園児については、入園後にならし保育を実施しています。

保護者が育児休業を取得している場合や就労予定の場合には、保育園（所）への入園申込みは、仕事に復帰又は就労予定の2週間前（最長）から申込できます。

ならし保育の期間は、お子さんの慣れ具合によって違いますので、入園後に保育園（所）と相談してください。

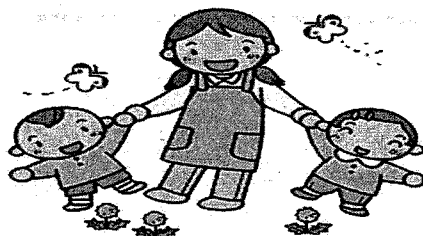
（※入所の時期や保育園の状況等により、就労（復職）予定の2週間前（最長）からの利用ができないことがあります。）

(2) 保育を利用できる時間 ～ 保育の必要量の認定区分 ～

2号認定・3号認定の保育認定を受けた子どもは、保育の必要性の認定基準（P4）によって保育を利用できる時間（保育の必要量）が異なっています。

番号	事 由	「保育標準時間」最大 11 時間	「保育短時間」最大 8 時間
①	就 労	月 120 時間以上の労働 (休憩時間を含む)	月 48 時間以上 120 時間未満の労働 (休憩時間を含む)
②	妊娠出産	○	—
③	病気障害	申請内容により判断	
④	介護看護	申請内容により判断	
⑤	災害復旧	○	—
⑥	求 職 中	—	○
⑦	就 学	月 120 時間以上の就学 (休憩時間を含む)	月 48 時間以上 120 時間未満の就学 (休憩時間を含む)
⑧	虐 待	○	—
⑨	育児休業	—	○

※ 1号認定は原則4時間です。



(3) 申込手続き

保育園（所）に入園できる子どもは、「保育の必要性の認定基準（P4（1）保育園（所）の入所要件）を満たしている子ども」です。育児、家事、集団教育目的で保育園（所）に入園することはできません。

新しく保育園（所）へ入園を希望している子どもについて、次の必要書類をそろえて、佐川町健康福祉課へ提出してください。

※マイナポータルを利用した電子申請も可能です。詳細は佐川町健康福祉課のHPをご覧ください。

必 要 書 類

1. 支給認定申請書（子ども一人につき1枚提出）

町内保育園（所）一覧表（P13）をご覧のうえ、希望する保育園（所）名を記入し、世帯の状況（住民票上は別でも、同居している親族は全て記入。また、父又は母が町外にいる場合も記入。）、保育を必要とする理由等を漏れがないようにご記入ください。保護者（佐川町に住所がある方）氏名欄（2か所）に、署名を忘れないようお願いします。

マイナンバーは必ずご記入ください。記入がない場合は、書類が整っていないと判断し、受付をすることができません。

2. 保育施設等利用申込書（子ども一人につき1枚提出）

入園希望の子ども、父親・母親及び同居する親族等の状況について詳しくご記入ください。

記入された内容により、保育の必要量の認定を行います。

3. 保育の必要性を証明する書類（父母等それぞれ該当の書類を世帯で1部ずつ提出）



令和7年度より就労証明書の標準様式が、変更となりました。

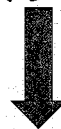
各様式は佐川町HPよりダウンロードすることができます。

保護者が昼間家庭外で仕事をしている場合・・・就労証明書（勤務先で証明）

保護者が昼間家庭で児童と離れて家事以外の仕事をしている場合（自営業・農業・内職）・・・

就労証明書（自営業中心者または本人が証明）※民生児童委員による証明は不要になりました。

+ 営業の確認できる書類の写しを添付してください。



次のうちいずれか 1 点

- 開業届 ●営業許可証 ●登記事項証明書
- HP・ブログ・チラシ・パンフレット（従業員募集等）
- 所得税確定申告書や町民税申告書の写し
- 専従者控除等確認書類（本人が確定申告者でない場合）
- 名刺 ●封筒の印刷物
- ※ いずれも提出できない場合
- 自営業就労申立書

①

②

保護者の妊娠・出産・・・母子健康手帳の写し（産前：表紙と出産予定日がわかるページ）
（産後：出生届済証明欄）

③

保護者の病気、負傷、障害・・・

病気、負傷の場合 → 病気・障害状況証明書※もしくは医師の診断書、特定疾患医療受給者証
障害の場合 → 病気・障害状況証明書※と障害者手帳の写し（※様式は健康福祉課にあります）

④

同居の親族（長期間の入院を含む）を常時介護または看護している・・・

介護・看護状況申立書※ 介護の場合 → 介護認定証の写し
看護の場合 → 該当者の診断書（※様式は健康福祉課にあります）

⑤

災害や風水害の復旧・・・罹災証明

⑥

求 職 中・・・・・・・・・・求職活動申立書

⑦

就 学 中・・・・・・・・・・在学証明または学生証の写し

⑨

育児休業中・・・・・・・・・・就労証明書（勤務先で証明） ※No.9,11 育児休業取得項目欄を記入

4. 佐川町子ども安心カード（子ども一人につき 1 枚提出）

保育園（所）で救急搬送が必要となった場合、アレルギー等の有無を救急隊及び医療機関に連絡するためのカードです。

5. 口座振替（開始）依頼書（ご希望の金融機関での手続きとなります）

保育料は原則、「口座振替」での納付とさせていただきます。新しく入園を希望する場合は、通帳、お届けの印、口座振替依頼書をご持参のうえ、**金融機関で手続きをお願いします。**

口座振替のできる金融機関は「高知銀行」「高知信用金庫」「高知県農協（ＪＡ高知市・ＪＡ馬路村・ＪＡ土佐くろしおを除く）」「四国銀行」「四国労働金庫」「ゆうちょ銀行」です。

6. 本人確認書類(窓口に来庁される方)

本人確認(番号確認※と身元確認)書類

※マイナンバーの記載が必要となる書類…支給認定申請書・現況届

★《個人番号カードを持っている場合》⇒ 個人番号カードのみ

★《個人番号カードを持っていない場合》⇒ 番号確認書類 + 身元確認書類

番号確認書類	+	身元確認書類
通知カード又は住民票の写し(個人番号が記載されたもの)		・1点提示で可能なもの (例)運転免許証、パスポート、障害者手帳、療育手帳、在留カード等、官公署が発行した写真付の資格証明書等 ・2点の提示が必要なもの (例)健康保険証、介護保険証、年金手帳、年金証書、預金通帳、写真付学生証、生活保護受給者証等

(4) 保育園（所）の利用決定について ～ 利用調整 ～

○ 入園決定について

- ・保護者からの提出書類により、佐川町で決定します。
- ・原則、ご希望に沿って保育所を決定しますが、子ども・子育て支援法に基づき保育園（所）の入所要件（P4（1））の「①～⑩に該当すること」が必要です。家庭で保育できる状況にある子どもは保育園（所）に入園することはできません。
- ・利用申込が保育園（所）の利用定員を超えた場合は、審査を行い、保育の必要性の高い方から利用を決定します。第1希望の保育園（所）に入園できない場合は、第2希望、第3希望の保育園（所）での利用決定になります。

○ 保育入所承諾の通知について

- ・期限内に支給認定申請・保育利用申込みをされた方には、入園できない場合も含めて3月までに通知します。
- ・入所承諾となった後、辞退される場合は、新たな入園児の決定が必要ですので、早急に健康福祉課へ「辞退届」を提出してください。

○ 認定変更等の届出について

- ・「勤務時間が変わった」「勤務先が変わった」「仕事を辞めた」「就職した」「離婚・婚姻」等、保育の必要性の認定基準や保育の必要量に変更があった場合は、速やかに「**支給認定の変更の認定申請書**」を提出してください。申請が遅れても、事実が発生した日へ遡っての変更認定はできません。
- ・正当な理由がなく支給認定の変更の認定申請を行わないときは、子ども・子育て支援法第24条第1項により、支給認定を取り消し、保育園（所）の利用ができなくなります。

3. 利用者負担額（保育料）について

（1）利用者負担額（保育料）の決定

年齢区分（クラス年齢）と世帯の階層区分を決定する保護者の町民税（所得割、均等割）の合計額で決定します。（P10 表1利用者負担額表参照）

ただし、保護者の収入が生活保護の最低基準額以下の場合は、同居の祖父母等の町民税の額により決定する場合があります。

絵本代や体操服代の物品代、延長保育料については無償化対象外費用となります。金額や徴収方法は各保育園（所）にお問い合わせください。

なお、生活保護受給世帯の方は、保育所実費徴収に係る補足給付制度があります。

※年齢区分（クラス年齢）は利用する子どもの令和8年4月1日時点の満年齢（3歳未満か3歳以上）に基づき決定します。年度途中で3歳の誕生日を迎えても、3号認定から2号認定への変更に伴う年度途中の保育料の変更はありません。

令和8年度 階層区分を決定する町民税の年度

保育料・施設利用料	保育料決定にかかる町民税
令和8年4月～令和8年8月分	令和7年度（令和6年中の収入）
令和8年9月～令和9年3月分	令和8年度（令和7年中の収入）

令和8年度 年齢区分（クラス年齢）

クラス	生年月日	支給認定区分	保育料
0歳児	令和7年4月2日～令和8年4月1日	3号認定	P10表1参照
1歳児	令和6年4月2日～令和7年4月1日		
2歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日		
3歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日	2号認定	無償（無料）
4歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日		
5歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日		

表1 令和8年度佐川町教育・保育施設保育料利用者負担額表

階層 区分		町民税所得割区分	3号認定(3歳未満児)			
			保育 標準時間	母子等	保育 短時間	母子等
1	A	生活保護世帯	0	0	0	0
2	B	町民税非課税	0	0	0	0
3	C	所得割非課税(均等割のみ課税)	12,000	5,500	11,700	5,350
	D1	所得割 48,600 円未満	16,000	7,500	15,700	7,350
4	D2	所得割 48,600 円以上 57,700 円未満	20,000	9,000	19,600	9,000
	D3	所得割 57,700 円以上 77,101 円未満	24,000	9,000	23,500	9,000
	D4	所得割 77,101 円以上 97,000 円未満	28,000		27,500	
5	D5	所得割 97,000 円以上 133,000 円未満	32,500		31,900	
	D6	所得割 133,000 円以上 169,000 円未満	37,000		36,300	
6	D7	所得割 169,000 円以上 211,200 円未満	41,500		40,700	
	D8	所得割 211,200 円以上 301,000 円未満	46,500		45,700	
7	D9	所得割 301,000 円以上 397,000 円未満	51,500		50,600	
8	D10	所得割 397,000 円以上	56,500		55,500	

～ 注 意 事 項 ～

- ・確定申告や町民税の申告等をされていない方は、保育料の算定ができませんので、忘れずに申告をしてください。収入がない方であっても原則申告は必要です。
- ・家庭の状況に変化があった場合や町民税額に変更があったときは、速やかに健康福祉課へ届出をしてください。保育料等が変更になる場合があります。
- ・保育料の算定には、住宅取得控除、配当控除等、控除できないものもあります。
- ・保育所等をご家庭の合や病気等で欠席した場合でも、当該月分の保育料は納付していただきます。
- ・保育所等を退所する場合は、保護者から「保育所退所届」が提出され、退所日が確定するまで保育料がかかります。退所することが分かり次第、届出をしてください。
- ・月途中の入所・退所の保育料は、日割り計算となります。

令和8年4月から8月までの保育料は、4月中旬に決定予定です。

9月以降の保育料は、9月上旬に決定予定です。

(2) 利用者負担（保育料）の納付

- ・ 保育料の納期限は、毎月月末（金融機関休業日の場合は翌営業日）です。必ず納期限内にお支払いください。また、口座振替の方は前日までに入金の確認をお願いします。
- ・ 保育料の納付は原則、「口座振替」とさせていただいています。新しく入園を希望する場合は、通帳、お届けの印鑑、口座振替依頼書をご持参のうえ、金融機関で手続きをお願いします。
- ・ 納付書でお支払いの場合は、役場会計課・高知銀行・高知信用金庫・高知県農協(ＪＡ高知市・ＪＡ馬路村・ＪＡ土佐くろしおを除く)・四国銀行・四国内のゆうちょ銀行・四国労働金庫・コンビニエンスストアでもお支払いいただけます。

(3) 利用者負担（保育料）の滞納について

- ・ 保育園（所）の運営には、子どもの健康と安全を守るために、給食費や人件費等多くの経費が必要です。利用者負担は、安全で充実した保育を実施していくための大切な財源です。
- ・ 納期限を過ぎても納付が確認できない時は、20日以内に保護者に督促状を送付します。

※督促手数料は100円です。また、納期限を基準日として延滞金（利率等は税法に準じる）が加算されていきます。滞納が続く場合は、法令の定めるところにより、財産等の差し押さえ等滞納処分を実施します。

(4) 利用者負担（保育料）の軽減について

○ 保育料の減免について

佐川町の少子化対策の一つとして、令和7年度より、同一世帯でお子さんが2人以上いる場合については、2番目のお子さん以降の保育料が無料となりました。

※算定対象となる施設は、認可を受けている施設に限ります（認可外保育施設は含まれません）。

○ 多子世帯保育料等軽減事業

佐川町では、同一世帯又は生計を一緒にする場合の世帯の経済的負担の軽減のために児童（18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある者＝高校3年生に該当する者）を3人以上養育している世帯の戸籍上の第3子以降の保育料等を軽減しています。

対象は、佐川町に住所があり、「認可保育所」「認定こども園」「幼稚園（町外を含む）」「認可外保育施設（町外を含む）※」に入所している第3子以降の児童です。

※認可外保育施設を利用の方は、保護者からの申請が必要です。

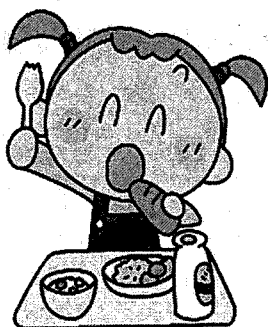
○ ひとり親世帯等の保育料負担軽減

年収約360万円未満相当のひとり親世帯等への優遇措置が拡充され、第1子、第2子以降の保育料等を軽減しています。

4. 副食費（給食費）の無償化について

佐川町では令和4年4月から、子育て支援施策として子育て世代の経済的負担の軽減を図ることを目的として、**3歳以上児の副食費（給食費）を無償**としました。

- ・乳幼児期は、健やかな発達と望ましい食習慣の基礎を作る大切な時期です。佐川町内の保育所では旬の野菜や果物、魚等を取り入れて食材の持ち味を活かした献立で、自園で手作り給食を行っています。
- ・1歳未満児と1・2歳児は主食を含めた給食、3歳以上児は主食（ごはん）を持ってきてもらい、副食を主とした給食となっています。なお、3歳未満児の給食の費用は保育料に含まれていますので、別に給食費は徴収しません。
- ・アレルギー等で除去食が必要な場合も各保育所でできる限り対応しますので、各保育所にご相談ください。



5. 佐川町の保育園（所）について

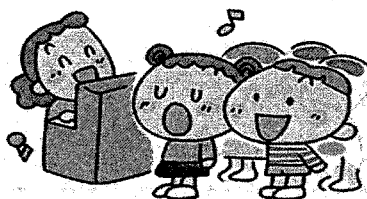
（１）佐川町の保育園（所）一覧

保 育 園（所）名	設 置 主 体	所 在 地 電 話 番 号	認可定員	開 所 時 間
黒岩中央保育所	佐 川 町	黒原2242番地1 22-9220	58	AM7:30 ~ PM6:30
永野保育所	佐 川 町	永野1721番地 22-2125	45	AM7:30 ~ PM6:30
佐川町若草保育園	社会福祉法人 笑 育 会	乙1759番地 22-9294	105	AM7:00 ~ PM6:30
花園保育園	社会福祉法人 花 園 保 育 園	甲1462番地4 22-0075	90	AM7:30 ~ PM7:00
斗賀野中央保育園	社会福祉法人 佐川町児童福祉協会	東組1245番地1 22-1205	107	AM7:00 ~ PM6:30
尾川中央保育園	社会福祉法人 尾川児童福祉協会	本郷耕2043番地 22-2732	45	AM7:00 ~ PM6:30
海津見保育園	社会福祉法人 お ひ さ ま	加茂673番地1 22-7062	70	AM7:00 ~ PM6:30

（２）保育所（園）の見学について

希望する佐川町の保育所（園）の見学については、令和7年11月10日（月）から12月5日（金）

の期間、随時、見学ができます。見学には、事前に保育所（園）へ申込が必要です。



(3) 特別保育事業について

佐川町の保育園（所）では、低年齢児保育、障害児保育、延長保育、一時預かり保育の特別保育事業を実施しています。

低年齢児保育

佐川町の保育園（所）は乳児および1・2歳児保育の拡充と充実を図るため、産休明け（約8週間）から乳児の受け入れが可能です。

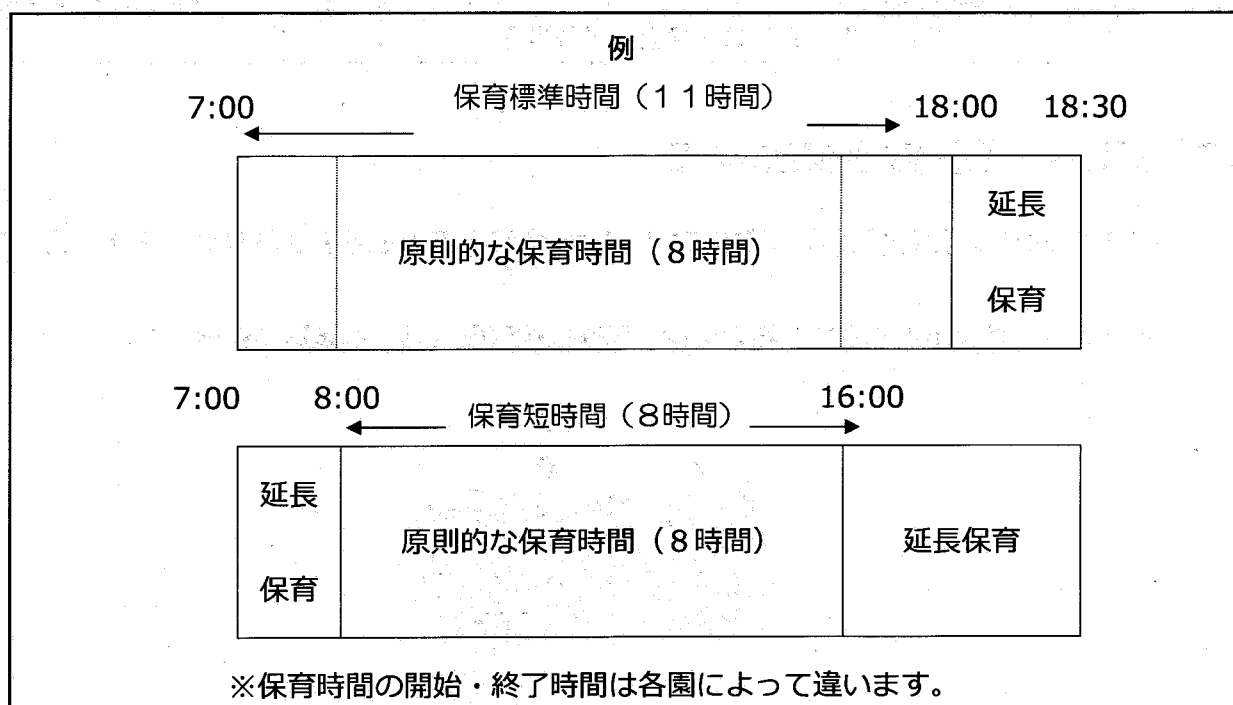
障害児保育

障害児と健常児がお互いに育ち合うことを目的として障害児保育を実施しています。全ての保育園（所）で受け入れが可能です。特別な配慮が必要なお子さんは、事前にお知らせください。

延長保育

保護者の勤務時間等やむを得ない事情により、保育園（所）が各園で設定する11時間の標準保育時間を超えての保育が必要とされる方に延長保育を行います。（8時間の短時間認定を受けている方は8時間の基本保育時間を超えての預かりが延長保育となります。）

なお、延長保育は通常の保育料とは別に延長保育料がかかります。



一時預かり保育

家庭で保育をしている保護者の心理的・肉体的負担の解消及び私的な理由により緊急・一時的に子どもの保育ができない場合に預かる事業です。一時預かり保育には利用料がかかります。申込み等は利用の5日～前日(保育園(所)によって違います。)までに一時預かり保育を実施している保育園(所)へ直接申し込んでください。

(令和7年度実施：黒岩中央保育所・永野保育所・尾川中央保育園・海津見保育園)

※詳細は佐川町ホームページをご覧ください。

6. 佐川町外の保育所等の利用について

広域入所

転出後も佐川町内の保育所を利用する場合について

(1) 佐川町外の保育所等の利用について

里帰り出産や佐川町以外に勤務している場合等で、送迎等が困難な場合等の要件があれば、佐川町に住所を置いたまま、佐川町外の保育施設を利用することができます。

なお、申込みは佐川町で受付を行い、佐川町から希望する市区町村と利用の協議を行います。町外在住者の申込を受け付けていない市町村もありますので、事前に佐川町または希望する保育施設のある市町村へご相談ください。

(2) 転出後も佐川町内の保育園(所)を利用する場合について

町内保育所の定員に余裕がある場合に限り、佐川町から住所を転出した場合も引き続き佐川町内の保育園(所)を利用したい場合や保護者が佐川町で勤務している場合等、佐川町内の保育園(所)を利用できる要件があれば、佐川町以外の住所の方も入所できる場合がありますので、転出手続きの前に必ず健康福祉課保育担当までご相談ください。

なお、お住まいの市町村への申込みが必要です。

7. よくある質問について

【Q1】 出生前の入所申込みは可能ですか？

A 名前欄は空白で、母子健康手帳を添付し、出産予定で申込み可能ですが、入所決定通知については、出生届提出後の発送となります。ただし、利用希望開始時に、月齢が2ヶ月（産休明け（約8週間）を超えている場合に限りです。

【Q2】 転入前の入所申込みは可能ですか？

A 住所欄は佐川町転入後の住所を記載していただき、転入予定で申込み可能ですが、入所決定通知については、転入届提出後の発送となります。保育料決定に必要なため、マイナンバーの記載をお願いします。

【Q3】 保育料が無料になるのは、どんな場合ですか？（※P11、12もご確認ください）

A 18歳未満の子どもが同一世帯に2人以上いる場合については、2人目以降の保育料については、無料となります。

【Q4】 保育料の算定には、県民税も含まれますか？

A 住民税には、県民税が含まれていますが、保育料算定は、町民税のみが算定の対象となります。

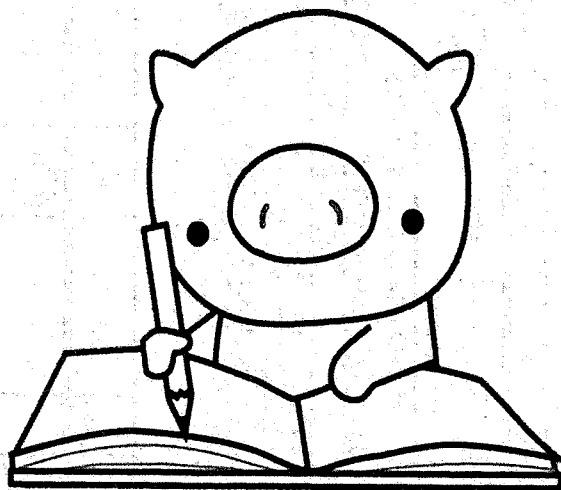
【Q5】 求職活動中で入所していますが、仕事が見つからなかった場合、同理由で最長どれ位利用できますか？

A 求職活動中の場合は、90日での認定期間となり、更新は、3回までとなっております。最長でも1年となるため、その期間にお仕事が見つからなかった場合は、退園となります。

【Q6】 就労時間が120時間未満なのですが、16時までの勤務になっており、迎えが16時に間に合わないのですが、短時間認定になりますか？

A 就労時間が120時間未満の場合は、原則短時間認定になりますが、勤務時間帯との関係から、短時間認定に係る利用時間を超えて利用せざるを得ない常態であると市町村が認めた場合は、標準時間認定とすることが可能です。申込み時に、ご相談ください。

申請書等記入例



記入例 太枠部分に記入して下さい 署名を忘れずに (保護者氏名) 佐川 次郎

7年 12月 15日 高知県高岡郡佐川町長殿 提出日を記入して下さい 支給認定申請書・現況届 次通り、施設型給付費・施設型保育給付費に係る支給認定現況届を申請し、保育所・幼稚園等施設への入所について申し込みます。

申請に係る 小学校就学前 子ども	氏名 さかわ たろう 佐川 太郎	生年月日 令和4年5月5日生 (男)	性別 男	障害者手帳の有無 有・無
保護者 住所・連絡先	(住所) 高知県高岡郡佐川町乙2310番地 (連絡先) 父携帯:090-0000-0000 母携帯:090-1111-1111			
認定証番号	※既に支給認定を受けている場合に記入して下さい。			
保育の希望の有無(※)	保育者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合(幼稚園等と併願の場合を含む) 有: 無: 幼稚園等の利用を希望する場合(保育所等と併願の場合を除く)			

(※)「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。(以下同じ)
・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園(教育部分)をいいます。
・「有」を○で囲んだ場合は○①～④に、「無」を○で囲んだ場合は○②、③及び④に必要事項を記入して下さい。

①世帯の状況

区分	氏名	子どもの 続柄	生年月日	性別	職 業 又は 学校名等	障害者 手帳の有無	前(当)年度分市 町村民税課税の 有無
子ども	佐川 次郎	父	平成00年00月00日生	男・女	会社員	有・無	有・無
世帯員	佐川 陽子	母	平成00年00月00日生	男・女	パート	有・無	有・無
	佐川 一郎	兄	平成00年00月00日生	男・女	佐川小1年	有・無	有・無
				男・女		有・無	有・無
				男・女		有・無	有・無

住民票は別でも、同居を
している親族(祖父母等)が
いれば記入して下さい

原則、就学する年(卒園する 年)の3月末日の日を記入	保護開始
生活保護の適用の有無	希望理由
利用を希望する期間	希望施設(事業名)
利用希望期間	令和8年4月1日から令和11年3月31日
事業番号	第1希望 永野保育所 (理由) 勤務地に近いため 第2希望 黒岩中央保育所 (理由) 母の更家に近づく祖母に迎えを頼める 第3希望 (理由) 第4希望 (理由) 第5希望 (理由)
利用を希望する 施設(事業者)名	記入しない ください

○記入上の注意:よく読みかみから記入して下さい。印の欄は市町村記載欄です。記入する必要はありません。
○印は横書きで記入して下さい。

③保育の利用を必要とする理由等
※保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入して下さい。

続柄	必要とする理由	備考
父	就労 妊娠・出産 疾病・障害 介護等 災害復旧 求職活動 就学 その他 ()	
母	就労 妊娠・出産 疾病・障害 介護等 災害復旧 求職活動 就学 その他 ()	
家庭の状況	ひとり親家庭 左記以外	
希望する 利用時間	利用曜日 利用時間	
希望する保育必要量	(月)・(火)・(水)・(木)・(金)・(土) 8 時 分 から 18 時 分 まで 保育標準時間(8時間以上11時間未満)・保育短時間(8時間未満)	

④現情報等の提供に当たった署名欄
市町村が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧すること。
また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

世帯員の居住地について 前年、当年の1月1日時点の居住地が当市町村ではない世帯員の有無 (口有・口無) (対象となる世帯員の氏名・当時の居住地)	署名を忘れずに
保護者氏名 佐川 次郎	

添付資料について

年齢区分ごと就学前の日

	生年月日	就学前の日
0歳児	令和7年4月2日	令和8年4月1日
1歳児	令和6年4月2日	令和7年4月1日
2歳児	令和5年4月2日	令和6年4月1日
3歳児	令和4年4月2日	令和5年4月1日
4歳児	令和3年4月2日	令和4年4月1日
5歳児	令和2年4月2日	令和3年4月1日

(参考)

令和8年度 保育施設等利用申込書

(あて先) 佐川町長

誓約・同意の内容を確認のうえ、保護者名を記入をお願いします

フリガナ サカワ ジロウ

保護者名 佐川 次郎

(誓約)

私(申請者)は以下の①～③の項目に同意した上で、支給認定及び保育施設等の利用に係る申請について関係書類を添えて申し込みます。

- ①利用者負担額決定に際し、地方税法等に係る諸帳簿、台帳を確認されること。また、その情報に基づき決定した利用者負担額を保育施設等に対して提示すること。
- ②4月1日からの利用に係る支給認定申請の結果が令和8年3月となること。
- ③利用を希望する保育施設等から重要事項の説明を受け、その内容を確認していること。

なお、虚偽の届出をした場合や必要書類を提出しない場合は、支給認定及び保育施設等の利用決定を取消され(退所させられ)ても異議は申し立てません。

○住所・家族構成・連絡先記入欄

申込日		令和 年 月 日	
現住所	〒789-1202 高知県高岡郡佐川町乙2310番	R7.1.1 現在に佐川町に住所がない方は、令和7年度市町村民税所得課税証明書が必要です。(マイナンバー記入の場合は省略可能)	自宅 22-7705 父の携帯 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 母の携帯 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 父の職場 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 母の職場 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
前年・当年1月1日の住所	高知市丸の内1丁目7番52号		
児童から見た続柄	氏 名	年齢	生 年 月 日
父	佐川 次郎	28	平成〇〇・〇〇・〇〇
母	佐川 陽子	26	平成〇〇・〇〇・〇〇
兄	佐川 一郎	6	平成〇〇・〇〇・〇〇
本人	佐川 太郎	3	令和〇〇・〇〇・〇〇
		利用希望のお子さんも記入してください	

※利用希望児童を含め父母及び同居所に住んでいる人(住民票上ではなく実態に応じて)全員について記入してください。
また、18歳未満の別居の児童がいる場合も記入してください。
※年齢、学年等は令和8年4月1日現在で記入してください。

○利用希望児童・利用希望保育施設記入欄

利用希望児童	① フリガナ サカワ タロウ 性別 男・女	生年月日 令和〇〇・〇〇・〇〇	年 齢 3 歳	障害・発達の遅れまたは難病 有・無
	利用希望期間 (開始) 令和 8 年 4 月 1 日から	(終了) ☐ 令和 年 月 日まで ☒ 小学校就学前まで		
	現在の保育状況	☒ 家庭内保育 ☐ 職場内託児所 ☐ 保育所 ☐ 認可外保育施設 ☐ 認定こども園 ☐ 幼稚園 (現在通っている施設名)		
希望保育施設名	1 永野保育所	▼左の希望保育施設等をいずれも利用できなかった場合 ☐ 左の () に利用できるまで待つ。 ☐ 左の希望保育施設等以外の保育施設等を希望する。 (希望保育施設等変更届の提出が必要) ☐ 保育施設等利用以外の方法を検討する。 () ▼きょうだい児の申込をしている場合 ☐ 同じ保育施設に利用を希望する。 ☐ 異なる保育施設でも利用を希望する。 ☐ 一人でも利用を希望する。		
	2 黒岩中央保育所			
	3 希望する順番に保育所名			
	4 を書いてください			
	5			

※保育所(園)を希望する場合のみ記入

▼利用を希望する曜日・時間帯				※標準時間と短時間は希望されていても、設定は異なることがあります。		
曜日	☒ 月	☒ 火	☒ 水	☒ 木	☒ 金 ☐ 土	
希望時間	☐ 保育短時間 ※保育時間の8時間のみ ☒ 保育標準時間					
※該当する区分にチェックをし、必要事項を記入してください。 ※父母の状況の証明となる書類（例：就労証明書等）の添付が必要です。ご注意ください。						
区分	父の状況			母の状況		
☒ 就労 (予定含む)	☒ 就労中 ☐ 育児休業取得中 (復職予定日 令和 年 月 日) ☐ 就労先決定済 ☐ 求職活動中・求職活動予定			☐ 就労中 ☒ 育児休業取得中 (復職予定日 令和8年 4月 1日) ☐ 就労先決定済 ☐ 求職活動中・求職活動予定		
☐ 就学	学校名					
	就学日数	出産の場合は、出産後の予定を記入してください			1か月あたり () 日	
	就学時間	() 時 () 分 ~ () 時 () 分			午前・午後 () 時 () 分 ~ () 時 () 分	
	就学期間	平成・令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			平成・令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
☐ 出産	出産(予定)日		令和 年 月 日 ※母子手帳の添付が必要			
	出産後の予定		☐ 就労予定なし ☐ 求職活動予定 ☐ 産休のみ 令和 年 月 日復職 ☐ 育児休業取得(予定) 令和8年 4月 1日復職			
☐ 障害	障害名					
	手帳の交付	☐ 身体障害者手帳 () 級 ☐ 精神保健福祉手帳 () 級 ☐ 療育手帳 A・B			☐ 身体障害者手帳 () 級 ☐ 精神保健福祉手帳 () 級 ☐ 療育手帳 A・B	
☐ 病気等	病名等					
	病院名					
	状況	☐ 入院 ☐ 寝たきり ☐ 常時安静が必要 ☐ 通院 ☐ その他 () (期間: 年 月 日 ~ 年 月 日)			☐ 入院 ☐ 寝たきり ☐ 常時安静が必要 ☐ 通院 ☐ その他 () (期間: 年 月 日 ~ 年 月 日)	
☐ 介護・看護	介護の対象者	氏名 続柄			氏名 続柄	
	介護の状況	☐ 入院または通院している親族に付き添い (月48時間以上120時間未満) ☐ 入院または通院している親族に付き添い (月120時間以上) ☐ 居宅内介護看護 (月48時間以上120時間未満) ☐ 居宅内介護看護 (月120時間以上)			☐ 入院または通院している親族に付き添い (月48時間以上120時間未満) ☐ 入院または通院している親族に付き添い (月120時間以上) ☐ 居宅内介護看護 (月48時間以上120時間未満) ☐ 居宅内介護看護 (月120時間以上)	
		病名・障害名				
		病院・施設名				
		介護保険の利用	☐ 有 (要介護・要支援 1・2・3・4・5) ☐ 無			☐ 有 (要介護・要支援 1・2・3・4・5) ☐ 無
	期間	年 月 日 ~ 年 月 日			年 月 日 ~ 年 月 日	
☐ その他	☐ 災害復旧 ☐ その他 ()			☐ 災害復旧 ☐ その他 ()		
父または母が同居していない理由	☐ 単身赴任 ☐ 離婚 ☐ 離婚調停中 ☐ 未婚 ☐ 死亡 ☐ その他 () ☐ 単身赴任 (父 ☐ 母 ☐) の場合 (住所)					
令和8年度幼稚園等の申込 ☐ 有			該当者がいる場合は障害者手帳のコピーが必要です			
生活保護又は特定中国残留邦人等の支援給付 ☐ 適用あり担当 ()			障害児(者)と同居している世帯 ☐ 該当する(障害児(者)名) ☐ 該当しない			

乳幼児緊急時対応

EMERGENCY

救急

佐川町子ども安心カード

- 1 ふりがな氏名 さかわ たろう 佐川 太郎 性別 ☒ 男 ・ 女 血液型 A 型
- 2 生年月日 平成・☒ 令和 4 年 5 月 5 日 (3 歳)
- 3 保護者氏名 ふりがな さかわ じろう 佐川 次郎 (続柄) 父
- 4 自宅住所 佐川町乙2310番地
- ①父・☒母・その他(090)0000-0000
- 5 緊急連絡先(電話番号) ②父・☒母・その他(090)1111-1111
- 6 保護者勤務先名: ○○(株) 住所: 佐川町 ○○
- 心臓疾患、けいれん
- 7 今までにかかった病気等 ☒アレルギー、その他()
- 8 服用薬があれば薬品名
- 9 アレルギー ☒有 ・ 無 (アレルギー抗体: 鶏卵、スギ花粉、ダニ)
- 10 受診医療機関(診療科目・主治医) ○○病院
- 11 医療機関電話番号 088-0000-0000
- 12 その他必要事項等

カードの緊急時使用に同意します

署名をお願いします

令和7年12月15日

保護者氏名 佐川 次郎

就労証明書

佐川町長 宛

事業所及び自営業中心者が記入してください。

証明日 西暦 2025 年 12 月 10 日

事業所名 佐川町役場

代表者名 佐川町長

所在地 佐川町甲1650番地2

電話番号 0889 — 22 — 7705

担当者名 佐川 花子

記載者連絡先 0889 — 22 — 7700

押印は不要になりました。

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は変更を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☒ 公務 ☐ その他()
2	フリガナ	サカワ ヨウコ
	本人氏名	佐川 陽子
3	雇用(予定)期間等	☒ 無期 ☐ 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 2022 年 4 月 1 日 ~ 年 月 日
4	本人就労先事業所	名称 佐川町役場 健康福祉課 住所 佐川町乙2310番地
5	雇用の形態	☒ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()
6	就労時間 (固定就労の場合)	月 火 水 木 金 土 日 祝日 合計時間 ☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☐ ☐ ☐ ☐ 月間 175 時間 分 (うち休憩時間 1,200 分) 一月当たりの就労日数 月間 20 日 一週当たりの就労日数 週間 日 平日 8 時 30 分 ~ 17 時 15 分 (うち休憩時間 60 分) 土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間 ☐ 月間 ☐ 週間 時間 分 (うち休憩時間 分) 就労日数 ☐ 月間 ☐ 週間 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	年月 2025 年 9 月 年月 2025 年 10 月 年月 2025 年 11 月 20 日/月 175 時間/月 21 日/月 183 時間/月 20 日/月 175 時間/月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定 ☐ 復職済み 年 月 日
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☒ 無
14	(雇用契約の)満了後の更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日
18	備考欄	
19	保護者記載欄	児童名 佐川 太郎 生年月日 2022 年 5 月 5 日 施設名 永野保育所 ☐ 利用中 ☒ 申込中(第一希望) 児童名 生年月日 施設名 児童名 生年月日 施設名 児童名 生年月日 施設名

自営・農業の方は、ご自身で記入をし、営業の確認できるもの(営業許可証・登記事項証明書・開業届・その他確認できる書類)を添付してください。

求職活動申立書(起業準備を含む)

保育所(園)名	児 童 氏 名	生 年 月 日
		平成・令和 年 月 日
		平成・令和 年 月 日

※申込中の場合は第1希望の施設をご記入ください。

佐 川 町 長 様

保育所等入所申込みにあたり、必要な就労(予定)証明書が提出できません。

つきましては、入所後90日以内に就労し、就労(予定)証明書を提出します。

求職中という理由での入所承諾期間の90日以内に就労せず、また他の入所要件も満たされない場合は、当該期間を経過する日が属する月の末日をもって、保育の実施を解除(退所)されても異議ありません。

令和 年 月 日

求職中の事由で申し込みをする方が記入してください

住 所 : 佐川町

氏 名 :

児童との続柄 :

1. 過去の職歴(直近2年間) (年 月 ~ 年 月)	☐ 職歴なし ☒ 職歴あり 勤務先 (<u>△△△株式会社</u>) 勤務期間 (平成30年 4月 1日 ~ 令和3年 10月31日)			
2. 求職活動日数・時間	週 4日	午前 午後 9時00分 から 午前・午後 3時00分 まで		
3. 希望求職内容	希望職種	事 務 職		
	希望雇用形態	正社員・臨時・パート・その他 ()		
	希望就労 日数・時間	週 5日	午前 午後 8時30分 から 午前・午後 5時30分 まで	
4. 求職活動実績 (面接履歴等について 最新のものから順に 具体的に記入して ください。)	時 期	事業所名・業務内容	仕事の探し方(職安・知人・派遣会社等)	面接
	令和 4 年 12 月	〇〇スーパー	職安	有・無
	令和 5 年 11 月	××商店	〇〇人材派遣会社	有・無
	年 月			有・無
	年 月			有・無

※ 求職受付票(ハローワークカード)または雇用保険受給資格者証の写しを必ず添付してください。

<添付書類> 求職受付票(ハローワークカード)または雇用保険受給資格者証の写し

求職中では支給認定期間が90日間と定められています。

検印	登録	印鑑照合	受付

口座振替（開始・変更・廃止）依頼書

佐川町（指定・収納代理）金融機関 御中

申込日 令和 年 月 日

金融機関名	● ●		銀行 金庫 農協	佐川							店 所	申込区分							
												新規追加 変更 一部取消 解約 停止							
コード										種別	普当	口座番号	1	2	3	4	5	6	7
預貯金者 (申込人)	住所	〒 789 - 1202 (口座名義が父の場合) 高岡郡佐川町乙2310番地																	
	フリガナ	サカワ ジロウ										届出印		自宅・携帯・勤務先					
	氏名	佐川 次郎										電話 (0889) 22 - 7705							

佐川町に納付すべき下記の公金納付について、約定を確認のうえ、私名義の上記預貯金口座からの口座振替の（開始・変更・廃止）の依頼をします。

氏名	佐川 次郎		確認番号		
町税	町県民税	一括・期別	年 期～	町県民税	一括・期別 年 期～
	固定資産税	期別	年 期～	固定資産税	期別 年 期～
	軽自動車税	所有車両全て	年度～	軽自動車税	所有車両全て 年度～
	国民健康保険税	期別払いのみ	年 期～	国民健康保険税	期別払いのみ 年 期～
介護保険料	一括・期別	年 期～	期別		
後期高齢者医療保険料	期別払いのみ	年 期～	期別払いのみ	年 期～	
住宅使用料	住宅・共益			住宅・共益	
保育料	8年4月～	児童氏名	佐川 太郎		年 月～ 児童氏名
給食費	年 月～	児童氏名			年 月～ 児童氏名
水道使用料 お客様番号 (11桁)	年 月～	使用場所の住所		年 月～	使用場所の住所
集落排水使用料	年 月～	使用場所の住所	年 月～		使用場所の住所

困っている箇所に記入し、○の箇所に通帳の印を押し、口座のある金融機関へ提出してください。
※ゆうちょ銀行では、この依頼書は使用できません。

〈金融機関使用欄〉			
この預金口座振替依頼書・自動振込申込書に不備がありましたら、下記当該箇所○印を付けて至急不備返送先にご返送下さい。			
1	印鑑相違	6	預金口座なし
2	口座番号相違	7	
3		8	その他
4	名義人相違	()	
5			